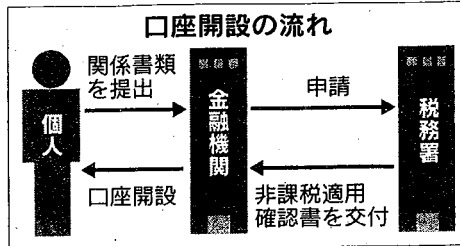


2014年に始まる少額投資非課税制度（日本版ISA＝NISA）で、まず注意すべきなのは、いったん専用口座を開くと最長で4年間は別の金融機関に移せない点だ。NISAでは税務の手続きの関係から、制度が続く10年間を次の3つに分ける。①14～17年（4年間）②18～21年（4年間）③22～23年（2年間）だ。それぞれの期間ごとに、ひとつの金融機関しか使えない。例えば、制度が始まる14年に口座を

2013
9/2

わかる投資 NISAの活用



1人1口座のみ、金融機関を選ぶ
開くと、17年まで別の金融機関には移せない。銀行や証券など金融商品には違いがある。品ぞろえを比べてから、自分にあった金融機関を選ぶ必要がある。

口座を開くには、税務署から「非課税適用確認書」を交付してもらわなければならない。ただ、税務署へは金融機関が申請してくれる。金融機関に申請書類と住民票の写しを出せばいい。なお、制度を使う年の1月1日

最長4年は変えられず

時点で満20歳以上でない
と口座は持てない。
税務署への申請が10月1日から始まるのを前に、多くの金融機関はすでに申請書類などを事前に受け付けている。証券界だけでも200万件を超える予約が集まっている。しかし、1人で1つしか口座を持ってないのに、2つ以上の金融機関に申し込んだ人がかなりいるようだ。金融機関が10月1日に税務署へ一斉に申請すると、重複が表面化しそうだ。

その場合、税務署は便宜的にひとつの金融機関を割り当てる。選ばれた金融機関は本人に連絡をとり「口座は1つしか持てません。当社での開設に受け付けている。証券でいいですか」と確認する手順をとる。

この段階ではまだ、口座の開設が確定していない。複数の申し込みをしている人は、どの金融機関を選ぶか改めて考える必要がある。混乱を避けるためにも、金融機関への申し込みは一つに絞った方がいいだろう。